

熱中症警戒アラート発表による使用料還付

環境省の熱中症警戒アラートが発表されたことにより、アラート対象日の施設使用を中止する場合、使用料を還付します。

○対象となる施設・使用中止の申し出先（お申し出は電話☎で）

市民センター体育館	各市民センターへ (長淵☎22-3249)(大門☎31-2251)(梅郷☎76-0404)(沢井☎78-8304) (小曾木☎74-5332)(成木☎74-5204)(東青梅☎24-8110) (新町☎31-7337)(河辺☎22-4885)(今井☎31-8600)
天ヶ瀬体育館	青梅市民センターへ（☎20-7150）
永山体育館・弓道場・屋外ｽﾎﾟｰﾂ施設	住友金属鉦山アリーナ青梅へ（☎24-7721）

○使用料の還付を受けることができる使用中止の申し出のタイミング
熱中症警戒アラートの発表から施設使用開始時間までに、使用中止の申し出をしてください。



○使用料の還付方法

後日、直接窓口にて還付手続きをしていただきます。

▶持ち物 ①該当の日付の使用承認書 ②申請者の印鑑（朱肉を使用するもの） ③口座情報の分かるもの

【対象施設が永山体育館・弓道場・屋外ｽﾎﾟｰﾂ施設の場合、現金での還付となるため③は不要です。】

熱中症警戒アラート発表による使用料還付

環境省の熱中症警戒アラートが発表されたことにより、アラート対象日の施設使用を中止する場合、使用料を還付します。

○対象となる施設・使用中止の申し出先（お申し出は電話☎で）

市民センター体育館	各市民センターへ (長淵☎22-3249)(大門☎31-2251)(梅郷☎76-0404)(沢井☎78-8304) (小曾木☎74-5332)(成木☎74-5204)(東青梅☎24-8110) (新町☎31-7337)(河辺☎22-4885)(今井☎31-8600)
天ヶ瀬体育館	青梅市民センターへ（☎20-7150）
永山体育館・弓道場・屋外ｽｯｰ施設	住友金属鉦山アリーナ青梅へ（☎24-7721）

○使用料の還付を受けることができる使用中止の申し出のタイミング
熱中症警戒アラートの発表から施設使用開始時間までに、使用中止の申し出をしてください。



○使用料の還付方法

後日、直接窓口にて還付手続きをしていただきます。

▶持ち物 ①該当の日付の使用承認書 ②申請者の印鑑（朱肉を使用するもの） ③口座情報の分かるもの

【対象施設が永山体育館・弓道場・屋外ｽｯｰ施設の場合、現金での還付となるため③は不要です。】